

脳卒中対策基本法の早期制定を求める意見書

高齢化社会を迎え、脳卒中は大きな社会的課題となってきた。脳卒中を予防し、また後遺症を減らすためには、一人一人が正しい知識を持ち、有効な治療を迅速に受けることが必要である。

脳卒中の中でも、これまで根本的な治療がないとされてきた脳梗塞の発症が最も多く、高齢化や生活習慣の欧米化に伴ってふえ続けている。こうした中、脳梗塞に対する効果的な治療薬である血栓溶解薬（t-P A；日本では平成17年10月から医療保険適用）が開発された。しかし、我が国では脳梗塞患者のわずか2%しかこの有効な新しい治療を受けていないのが実情である。その理由は、この治療は発症3時間以内に開始しなければならないが、現在の救急搬送体制がこの治療に適した体制になっていないことや、啓発活動が不十分なために住民に知識が普及していないからである。

これらの課題を解決するには、救急搬送体制と医療体制の整備・連携、そして、教育の場等を活用した啓発が必要となってくる。加えて、予防のための活動やリハビリ、患者と家族の生活の質の向上と社会参加の支援についての施策を実施し、救急搬送体制や医療・社会福祉資源などの整備を地域の実情に合わせて行うことが必要である。そのためには、一貫した理念と方針のもとで、国を挙げて各種対策に取り組むことが不可欠であると言える。

こうしたことから、本市議会は、脳卒中対策を推進するための制度として、以下のとおり脳卒中対策基本法を早期に制定されるよう、強く要望する。

記

- 1 社団法人日本脳卒中協会が策定されている“脳卒中対策基本法要綱（案）”の趣旨に沿った、脳卒中対策基本法を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月22日

鳥取市議会議長 中島規夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
総務大臣
厚生労働大臣